

加東市議会基本条例

評価・検証結果報告書

令和 7 年 1 月

議会運営委員会

1 検証の経過

本委員会は、次のとおり会議等を開催し、評価及び検証を行った。

日 時	内 容
令和7年3月26日	第1回議会運営委員会 ・評価、検証の進め方について
3月28日 ～4月21日	議員アンケート実施
5月12日	第2回議会運営委員会 ・議員アンケート結果に基づく検証（第1条～第7条）
5月26日	第3回議会運営委員会 ・議員アンケート結果に基づく検証（第8条～第16条）
6月26日	第4回議会運営委員会 ・議員アンケート結果に基づく検証（第17条～第29条、その他）
8月 5日	第5回議会運営委員会 ・検証内容の確認
8月22日	第6回議会運営委員会 ・中間報告（案）の検討
9月19日	第7回議会運営委員会 ・中間報告まとめ
9月26日	全員協議会において中間報告
9月26日	第8回議会運営委員会 ・今後の予定の確認
10月29日	第9回特別委員会 ・中間報告に対する意見の対応の協議、見直し内容の確認
11月21日	第10回議会運営委員会 ・議会基本条例改正（案）の検討
11月21日	全員協議会において中間報告に対する意見の対応についての報告
12月17日	第11回議会運営委員会 ・議会基本条例改正（案）の確定 ・評価・検証結果報告書まとめ
12月24日	第128回加東市議会定例会に議会基本条例の一部改正に係る議案を提出

2 検証の方法及び結果について

【方法】

検証は、基本条例の条文ごとに議員アンケートの結果を踏まえて、下記のとおり評価した。

【評価区分】

- 「条例の見直し」…基本条例の条文を改正する必要のあるもの。
- 「取組の見直し」…議会として運営方法等を改める必要のあるものや、各議員の取組において改善する必要のあるもの。
- 「問題なし」…議会として概ね取り組めており、特に改善する必要のないもの。

【結果】

その結果、評価の対象とした条文のうち、「条例の見直し」が1、「取組の見直し」が3、「問題なし」が25となつた。

また、評価対象外のその他の意見で、対応したものが1となつた。

(1) 「条例の見直し」が必要となったもの

①第5条（議員の活動原則）について

【改正内容】	
改正前	改正後
<p>(議員の活動原則)</p> <p>第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動をすること。</p> <p>[新設]</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(議員の活動原則)</p> <p>第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動をすること。(注1)</p> <p><u>(3) 情報の発信に際しては、内容の正確性はもとより、その影響力を認識するとともに公平性及び個人のプライバシーに十分配慮すること。</u></p> <p>(4) [略]</p>

注1 【検討の経過】

正確な情報発信に関する規定の追加について、第2号を分割して情報発信について規定することとしたが、中間報告での意見を踏まえ、第2号は現行のとおりとして情報発信に係る規定を第3号として追加することとした。

(2) 「取組の見直し」が必要となったもの

① 第10条（市民との意見交換会）について

条文	(市民との意見交換会) 第5条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員と市民が自由に情報及び意見を交換する会議（以下「意見交換会」という。）を設置するものとする。 2 意見交換会に関することは、別に定める。
協議結果	・門戸を開いているがマッチングに課題がある。 ・市民が申し込みやすくなるように工夫が必要。 ・PR不足。実施場所は庁舎だけでなく、相手方へ出向いていくことも必要。 ・委員会での取組を容易にするため、申込書様式を変更する。 ⇒R7.9.1 要綱改正、施行済み。 ・委員会単位で積極的に行う。

② 第25条（政治倫理の確立）について

条文	(政治倫理の確立) 第25条 議員は、市民の代表として品位を損なう行為及びその地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。 2 議員は、その責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。
協議結果	・各議員がルールやマナーを遵守し、品位とは何かを自覚して行動する必要がある。 ・会議等の欠席が多い。特に無断欠席が問題。 ・各議員において品位、責務を再認識し、会議等の出席については緊張感を持って臨む。

③ 第27条（議員報酬）について

条文	(議員報酬) 第27条 議員報酬は、別に条例で定める。 2 議員報酬の改正に当たっては、市民の意向を把握するとともに、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の展望を十分に考慮するものとする。
協議結果	・合併後20年間、改定していない。物価が高騰しており、今後の成り手不足の問題を考慮して見直しがべきである。 ・見直しの必要性について、検討する時期にきている。

(3) その他の意見で対応したもの

意見	議会や委員会に飲料を持ち込んではいけないことになっているが、水やお茶などの飲料の持ち込みは可能にすべき。
協議結果 第8条	議会傍聴規則第8条で、傍聴人の飲食を禁止しているため、傍聴規則の改正を含めて検討する必要がある。 ⇒R7.12.1 下記のとおり傍聴規則改正（下線部を追加）。これに伴い理事者、議員も水分補給を可能とした。 (5) 飲食 <u>（水分補給を除く。）</u> 又は喫煙をしないこと。

3 むすびに

加東市議会基本条例（以下「条例」という。）第29条及び加東市議会運営基準154の規定により、令和7年2月21日、当委員会に条例の見直し手続が委任された。

以降、内部評価として議員アンケートを実施し、加東市議会の現在の取組状況を条例の内容と照合しながら評価・検証を行い、その結果、市民に開かれた信頼される議会づくりが着実に進められていることを確認した。

「議員の活動原則（第5条）」については、インターネットやデジタル技術の発展を踏まえ、情報発信に関する新たな規定を追加することとした。これは、議員が行う情報発信に関し、その影響力の大きさを十分認識し、内容の正確性、公平性及び個人のプライバシーへの配慮並びに議員が保有する情報の機密性を考慮し、必要と判断したものである。

また、「市民との意見交換会（第10条）」及び「政治倫理の確立（第25条）」を見直し事項とし、積極的な活動及び議員の自覚を求めるものである。

なお、「議員報酬（第27条）」については、今後の課題として見直しを検討する必要があるとの結論を得た。

引き続き、条例に基づく取組を継続し、市民の負託に応え、議会の使命及び議員の職責を全うすることを提言し、本委員会のまとめとする。